鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑の指定管理者選定委員会 開催経過および選定結果について

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑への指定管理者制度導入にあたって、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。指定管理者としては地方自治法の規定により平成19年12月定例市議会の議決を経た後に正式に指定することとなる。

1 施設概要

所 在 地 鯖江市神明町2丁目8番4号

施設の名称 鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑

2 募集の概要

募集期間 平成19年9月10日(月)~10月10日(水)

応募団体 社会福祉法人 福授園 (所在地) 鯖江市神中町2丁目6-20

(代表者) 理事長 福島 政行

青山観光サービス株式会社 (所在地) 越前市横市町 39-8-3

(代表者) 代表取締役社長 黒田 富士男

3 指定管理者の候補者

選定された団体 社会福祉法人 福授園

4 指定期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日

5 審査の概要と結果

鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者選定委員会において応募者からの申請書類およびプレゼンテーションによる審査を実施し、総合点数方式による採点を行い、合計点数の最も高い者を指定管理者の候補者として選定した。

(1) 選定理由

健康福祉のまちづくりの拠点施設としての神明苑の位置付けを良く理解し、神明苑の管理運営および障害福祉サービス等について意欲的に計画され、実現性の見込みも高く、指定管理者として適切であると評価された。

審査講評

法人名	内 容
社会福祉法人福授園	健康福祉のまちづくりの拠点施設としての神明苑の位置付けを理解しており、神明苑の管理運営および障害福祉サービス等について意欲的に計画され評価できる。 障害福祉サービス等の実施については、社会福祉法人としての実績を活かし実務的な判断に基づく具体性のある計画が策定されており、市の目標を達成することが期待できる。 自主事業等における神明苑の活用策は、神明地区はもとより市民全体の福祉向上に資する内容となっており、市の施設として効用を最大限発揮できることが期待できる。 また、地域との連携についても地域団体等との協働等に積極的に取り組む等、地域貢献への配慮が伺え、まちづくりの拠点施設としての役割も果たされると評価できる。 これまで、社会福祉法人として堅実な法人経営および事業運営がなされており、財政的にも安定し、経験豊かな人材も確保され、指定管理者として神明苑の安定した管理運営の維持が期待できる。 さらに、利用者へのサービス向上や利用促進等については、社会福祉法人本体と一体となったきめ細やかな方策が盛り込まれ、組織力や企画力が評価できる。
青山観光サービス株式会社	健康福祉のまちづくりの拠点施設としての神明苑の位置付けを理解しており、神明苑の管理運営については同社の組織力を活かした計画が評価できる。しかし、障害福祉サービス等の計画については、事業実施のノウハウや実務経験がないこと、人材が確保されていないこと等、指定期間開始時(平成20年4月)の事業実施が危惧されるとの評価となった。ただし、計画およびプレゼンテーションにおいて、障害者雇用に積極的に向かい合う企業の姿勢が見られ、今後の動向に期待できるとの評価もあった。自主事業等の計画は、健康福祉の推進を中心に企画されており、特に高齢者対策への意欲が評価できる。地域との連携については、計画等において地域団体との連携にあわせ地域の障害者福祉施設を取り込む等、地域貢献と地域福祉推進を連動する発想が伺え評価できる。また、法人の意欲的で効率化された経営方針や実績から、指定管理者として神明苑の積極的な運営が期待されるとともに、利用者へのサービス向上や利用促進等に対して同社の組織力や集客能力等これまでの経験を活かした対策が盛り込まれ、神明苑の利用客増加が大いに期待できる。ただし、ややもすると収益中心の運営に向かい、地域との乖離が危惧されるとの評価もあった。

(2) 鯖江市多機能型健康福祉施設神明苑指定管理者選定委員会の構成 委員総数 10名(民間7名、市職員3名)

(3) 選定委員会開催経過

口	開催日	会議内容	
第1回	平成19年 8月27日	指定管理者募集要項および仕様書について	
第2回	平成19年 9月 3日	指定管理者募集要項および仕様書の決定	
第3回	平成19年10月16日	選定基準の決定、申請資格審査、事業計画等に	
M D E		ついて	
第4回	平成19年10月22日	応募者のプレゼンテーション、指定管理者候補	
分4四	一十八13十10万22日	者の選定	

(4) 選定基準

鯖江市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に定める選定基準により、審査の観点および配点は次のとおりとした。

○選定基準ごとの審査の観点および配点ウエイト

選定基準		審査の観点	配点ウエイト
1	市民の平等な利用が図	○ 市民の平等利用の確保	確保できない
1	られること		ものは失格
	神明苑の施設の効用を	○ 施設の設置目的との適合性	
	最大限に発揮するもの	○ 利用者に対するサービスの向上	
	であること	○ 利用促進、利用者増への取組み	20
2		○ 施設の機能を十分に活かした幅	
		広い事業展開が図られていること	
		○ 神明地区と神明苑の現状に対す	5
		る考え方および将来の展望	5
	神明苑の適切な維持お	○ 剰余金にかかわる納付金の割合	
	よび管理ならびに管理	【当該提案者の点数】= 10点(配点)	1.0
	に係る経費の縮減が図	×当該申請者の提案率/申請者最高	1 0
3	3 られるものであること 提案率		
		○ 施設の管理および運営	1 0
		○ 神明苑の管理運営にかかる経費	5
		経費削減への対策	Ü
4	神明苑の施設の管理を	○ 個人情報の保護の措置	5
	安定して行う人員、資	○ 緊急時対策	5

計			1 0 0	
	こと	実施	5	
5	福祉事業が実施できる	○ その他自主的な地域福祉事業の	5	
5	サービス等および地域	等の実施	2.5	
	市が指定する障害福祉	○ 市が指定する障害福祉サービス	25	
	見込があること	実現性	5	
	り、または確保できる	○ 事業計画書に記載された内容の	E	
	および能力を有してお	性、信頼性	5	
	産その他の経営の規模	○ 団体の理念および申請者の安定	_	

^{※1}選定委員会委員、1申請者当たり100点満点で、10名の委員の点数の合計(1,000点満点)が評価点となる。

(5) 審査結果

法人名		社会福祉法人 福授園	青山観光サービス株式会社
選定基準 1	適・否	適	適
選定基準 2	250点	221	182
選定基準 3	250点	222	214.5
選定基準 4	200点	185.5	156.5
選定基準 5	300点	257	172
合計	1,000点	885.5	725